

# 中山間地域等直接支払交付金（第3期対策）の概要

## 1 事業の内容

平成12年～16年度及び平成17年～21年度で実施された本制度は、平成22年度以降、5年後の集落の将来像を明確化し、取組みを実施していく。また、従来の取組みに加え、協定農用地の拡大、農業生産条件の強化、多様な担い手の確保、集団的かつ持続可能な体制整備等の積極的な取組みに対して、段階的交付単価を導入し、支援を行うことで、中山間地域等の農業・農村のさらなる維持を図る。

## 2 事業期間・要件

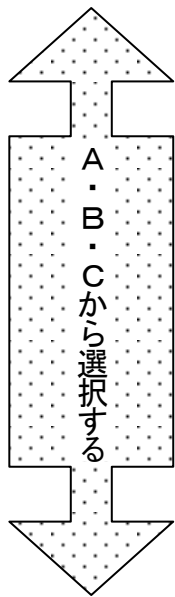
(1) 事業年度 平成22年度～平成26年度（5年間）

(2) 事業要件 対象地域、対象行為、対象者、基本となる交付単価は、第2期対策から特に変更は無いが、対象農用地については、営農上の一体性の要件が緩和され、協定農用地として共同取組活動による保全が行われる場合は、1つの団地が1ha未満の小規模な団地や飛び地等でも複数の団地の合計面積が1ha以上あれば、協定農用地として取り込むことが可能となった。

## 3 主な変更点

### (1) 集落活動のレベル等に応じた段階的単価の設定

集落協定ごとに、基礎単価（8割単価）又は体制整備単価（10割単価）を選択する。



#### ☆基礎単価（体制整備単価の8割水準の交付）

◎必須要件：5年間の最低限の農地管理活動等を実践

- 「集落マスタープラン」の作成と実践
- 耕作放棄の防止等
- 水路、農道等の管理活動
- 多面的機能増進活動

#### ☆体制整備単価（10割単価）

◎必須要件：○5年間の最低限の農地管理活動等を実践  
(基礎単価の必須要件を実施する)

○農用地等保全体制の整備

(「農用地等保全マップ」の作成と実践)

◎選択的必須要件：A要件・B要件・C要件から選択する

ステップアップ型【A要件】次の①～⑩のうち2つ以上を実施

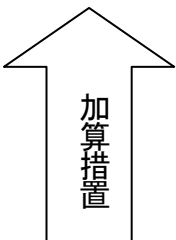
- ①協定農用地の拡大【新設】
- ②機械・農作業の共同化
- ③高付加価値型農業の実践
- ④地場産農産物等の加工・販売
- ⑤農業生産条件の強化【新設】
- ⑥新規就農者の確保
- ⑦認定農業者の育成
- ⑧多様な担い手の確保【新設】
- ⑨担い手への農地集積
- ⑩担い手への農作業の委託

ステップアップ型【B要件】次の①～②のうち1つ以上を実施

- ①集落を基礎とした営農組織化の育成
- ②担い手への農用地の集積化

集団的サポート型【C要件】

集団的かつ持続可能な体制整備【新設】



#### 加算単価(特に積極的な活動に加算措置を講じる) (10a当たり)

- 土地利用調整加算（継続）（田・畑：500円）
- 規模拡大加算（継続）（田：1,500円・畑：500円）
- 法人設立加算（継続）
  - ◇特定農業法人設立（田：1,000円・畑：750円）
  - ◇その他農業生産法人（田：600円・畑：500円）
- 小規模・高齢化集落支援加算【新設】（田：4,500円・畑：1,800円）

※単価の選択は集落協定によるが、事業実施期間中の変更は可能。

※個別協定の場合は、別途の扱いとなる。

※耕作放棄地復旧加算は廃止（体制整備単価（ステップアップ型）の選択要件へ移行したため）

※小規模・高齢化集落：高齢化率が50%以上で農家戸数が19戸以下の集落

## **(2) 交付要件、事務手続き等の見直し**

- ①協定農用地の拡大（既耕作放棄地の復旧等）
- ②農業生産条件の強化（ほ場や水路・農道の整備等）
- ③交付金返還要件の遡及返還義務の緩和（農業後継者の分家住宅への転用、農業目的と認められる自己施工による農道・水路の整備等）
- ④多様な担い手の確保（NPO法人、企業等の耕作する農用地を協定農用地の5%以上の規模で運営する。）
- ⑤一団の農用地地要件の見直し（農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1つの団地が1ha未満の小規模な団地や飛び地等でも複数の団地の合計面積が1ha以上あれば、協定農用地として取り込みが可能となった。）
- ⑥集团的サポート型の新設（共同で支え合う農業生産活動の仕組みを集落で取り決める。）

## **(3) その他の改善点**

- ①受給額の上限100万円の見直し（役員報酬・共同活動の日当は受給上限に含まない。）
- ②小規模・高齢化集落支援加算の新設（小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該農用地の面積に応じて加算する。）

## 平成26年度 中山間地域等直接支払交付金実施状況（松山市）

### 1. 協定締結農用地面積（㎡）

#### （1）地目別内訳表

旧市町村名	田	畑	合計
松山地区	811,385	3,567,250	4,378,635
北条地区	771,578	3,093,623	3,865,201
中島地区	0	7,456,453	7,456,453
合計	1,582,963	14,117,326	15,700,289

#### （2）基準別内訳表

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	3,130,169	1,248,466	4,378,635
北条地区	3,865,201	0	3,865,201
中島地区	7,456,453	0	7,456,453
合計	14,451,823	1,248,466	15,700,289

### 2. 交付金額（円）

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	34,728,254	12,798,523	47,526,777
北条地区	45,932,369	0	45,932,369
中島地区	77,526,155	0	77,526,155
合計	158,186,778	12,798,523	170,985,301

### 3. 協定締結数

旧市町村名	協定数			農家数		
	通常分	特認分	合計	通常分	特認分	合計
松山地区	29(6)	9(0)	38(6)	447	174	621
北条地区	19(5)	0(0)	19(5)	490	0	490
中島地区	17(16)	0(0)	17(16)	872	0	872
合計	65(27)	9(0)	74(27)	1,809	174	1,983

※（ ）内は、体制整備単価に取り組んで活動を実施している協定数